## 第1回 船橋市高齢者居住安定確保計画改定委員会 議事録

**日 時**: 平成29年6月22日(木) 10時02分から11時57分まで

場 所:市役所9階 第1会議室

出席者:【委員】中島委員(委員長)、福眞委員、高橋(弘)委員、松井委員、

上村委員、宮澤委員、畔上委員、高橋(章)委員、中基委員、

柿沼委員、近藤委員

【市職員】松戸市長(途中退出)、大石建設局長、川守健康福祉局長、井上建築部長(途中退出)、伊藤健康・高齢部長(途中退出)、土屋高齢者福祉課長、竹中介護保険課長、斎藤地域包括ケア推進課長、宮澤地

域福祉課長、宇田川市民安全推進課長補佐

欠 席:小林委員(副委員長)

事務局:【住宅政策課】木村課長、大森課長補佐、狩野係長、柏主事

傍 聴 者:1名

## **【次第**】 1. 委嘱状の交付

- 2. 市長挨拶
- 3. 委員長・副委員長の選任
- 4. 議事
  - (1)計画の概要及び改定について
  - (2) 高齢者の現状について
  - (3) 課題と取組について
  - (4) 今後のスケジュールについて
- 5. その他

#### 【資料】

- 1. 船橋市高齢者居住安定確保計画改定委員会委員名簿
- 2. 船橋市高齢者居住安定確保計画改定委員会設置要綱
- 3. 船橋市高齢者居住安定確保計画改定委員会の会議公開の取扱い基準
- 4. 具体的な見直し(改定)箇所
- 5. 高齢者の現状 (分析①)
- 6. 高齢者の現状 (分析②)
- 7. 課題と取組み
- 8. 今後のスケジュール

## 開会

## ○事務局(住宅政策課長)

定刻となりましたので、ただいまより、第1回船橋市高齢者居住安定確保計画改定委員会 を開会いたします。

本日は、皆様方にはご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございました。本 日の会議につきましては、およそ2時間をめどに進めていきたいと考えておりますので、議 事の進行にご協力いただきますよう、お願いいたします。

### 1. 委嘱状の交付

## ○事務局(住宅政策課長)

会議に先立ちまして、委員の皆様に、松戸市長より委嘱状を交付させていただきます。なお、市長が委員の皆様の席に参りますので、自席でお待ちいただいて受領願います。

# (松戸市長より各委員に委嘱状交付)

## 2. 市長挨拶

# ○事務局(住宅政策課長)

では、続きまして市長から挨拶をお願いいたします。

## ○松戸市長

おはようございます。本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。また、日ごろからこの居住支援の関係を含めまして、船橋市政全般にわたってさまざまな形でお力添えを頂戴しておりますことを、まず初めに御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

ご承知のように、船橋市は今年、市制80周年を迎える中で、人口が63万人を超えました。非常に若い世代の人たちも多く移り住んできておりますけれども、高齢者の皆さんの実数が確実に増加してきております。現時点でも、75歳以上の方が既に7万人を超えて、2025年には9万3,000人を超えていくことが予測をされております。

そういった中で、市といたしましても、高齢者の皆さんをしっかりと支えていくということで、地域包括ケアシステムを積極的に進めていこうという形で取り組んでおります。そういった中、平成27年度には、高齢者居住安定確保計画が策定をされまして、それに基づいてさまざまな形で取り組みをスタートしているところでございます。

特に、昨年度はこの計画に基づいて、居住支援協議会の設立準備会を設置し、そして今年の5月には居住支援協議会が正式に発足することができました。そして、来月の3日からですけれども、「住まいるサポート船橋」、居住してから、そしてまた居住後のサービスも含めての形ということで、県内で初めての取り組みになりますけれども、これが正式にスタートして、居住支援協議会の役割もより具体的に大きなものになっていくことになっております。住まいについては、船橋市の地域包括ケアシステムの中では非常に大事な分野ということ

住まいについては、船橋市の地域包括ケアシステムの中では非常に大事な分野といっこととして捉えておりまして、これからも積極的に取り組んでまいりますけれども、来年度からの高齢者の福祉計画と介護保険事業計画の改定に合わせて、今回この計画の改定をお願いすることにいたしました。

高齢者の実態調査は昨年も行いまして、非常に興味深いデータも出ておりますし、それに 基づいてこの計画を改定していただいて、その中でさらに高齢者の皆さんをしっかりと支え られる仕組みをつくっていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げ ます。どうもありがとうございます。

## ○事務局(住宅政策課長)

ありがとうございました。

市長は公務の都合上、ここで退席をさせていただきます。

## ○松戸市長

それでは、よろしくお願いします。

## ○事務局(住宅政策課長)

続きまして、次第3に入る前に、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

資料①、第1回船橋市高齢者居住安定確保計画改定委員会名簿をご覧いただきたいと思います。名前を読み上げますので、ご起立お願いいたします。

初めに、学識経験者の方でございます。和洋女子大学名誉教授、中島明子様でございます。 次に、関係団体の皆様です。公益社団法人千葉県建築士事務所協会、船橋支部常任幹事、 福眞節歳様でございます。

一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会、船橋支部副支部長、高橋弘明様でございます。 公益社団法人全日本不動産協会、千葉県本部京葉支部支部長、松井皇一様でございます。 独立行政法人都市再生機構、東日本賃貸住宅本部千葉エリア経営部部長、上村雅彦様でご ざいます。

船橋市社会福祉協議会常任理事、宮澤久志様でございます。

千葉県在宅サービス事業者協議会会長、畔上加代子様でございます。

船橋市老人福祉施設協議会副会長、高橋章博様でございます。

船橋市民生児童委員協議会理事、中臺雅幸様でございます。

船橋市介護支援専門員協議会役員、柿沼恵美子様でございます。

本計画の策定時の公募委員で、今回も引き続き委員を務めていただきます近藤康紀様でございます。

以上でございます。

次に、市職員をご紹介いたします。

まず、大石建設局長でございます。

川守健康福祉局長でございます。

井上建築部長でございます。

伊藤健康・高齢部長でございます。

なお、そのほかの事務局及びオブザーバーにつきましては、お手元の席次表を見ていただくことで紹介のほうは割愛させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、井上建築部長、伊藤健康・高齢部長につきましては、この後、居住支援協議会に関係します記者会見で市長の立ち会いがございますので、申し訳ありませんが、ここで退席を させていただきます。ご了承ください。

#### 3. 委員長・副委員長の選任

#### ○事務局(住宅政策課長)

次に、次第3に入らせていただきます。

委員長・副委員長の選任となりますけれども、船橋市高齢者居住安定確保計画改定委員会 設置要綱第4条の規定によりまして、委員の互選となっております。どなたかご意見、ご推 薦のほう、ございませんでしょうか。中臺委員、お願いいたします。

## ○中臺委員

船橋市民生児童委員協議会の中臺です。委員長・副委員長について推薦させていただきます。委員長には、中島明子委員を推薦いたします。中島委員は、高齢者福祉についての造詣が深く、平成27年度の船橋市高齢者居住安定確保計画策定委員会の委員長として尽力されました。このように、識見と委員長の経験をお持ちの中島明子委員を、本委員会の委員長に推薦いたします。

また、副委員長には、工学の専門家であり、住宅福祉についての知識も豊富で、同じく27年度の策定委員会で副委員長をしておりました小林秀樹委員を推薦いたします。

## ○事務局(住宅政策課長)

ありがとうございます。

ただいま、中臺委員のほうから、委員長に中島委員、副委員長に小林委員とのご推薦がご ざいましたが、いかがでございましょうか。(異議なし)

異議がないようですので、中島明子委員に委員長、小林秀樹委員に副委員長をお願いした いと思います。

それでは、委員長席のほうに移動をお願いいたします。

# (中島委員、委員長席に移動)

## ○事務局(住宅政策課長)

それでは、まず委員長からご挨拶いただいて、議事の進行をお願いしたいと思います。よ ろしくお願いします。

## ○委員長

今、ご推薦いただきました中島でございます。今回の委員の皆様は、2人新しい方がお見えになっていますが、大体は前回と同じでございますので、いろいろなお話についてはつながっていることが多いかと思います。一つ、私の肩書が変わりまして、名誉教授となっています。3月に和洋女子大学を退職いたしました。今、何をしているかというと、いろいろな仕事はあるのですけれども、主にやっているのは、NPOで、墨田区にあります密集市街地で、燃えない壊れないまちづくりをやりながら、キラキラ橘商店街というところで店を持ちまして、いろいろな交流事業だとか相談事業等をやっています。

そこにはいろんな高齢者や地域の方たちが来まして、打ち合わせで市の方もいらっしゃいましたが、月曜日は高齢者の方が囲碁でやってきまして、囲碁大会になってしまいました。狭い空き店舗ですけれども、そこでわいわいとやって帰っていくというような形でやり始めています。それは非常におもしろく楽しくやっていますが、肝心の本当に安心して住めるハードとして、燃えない壊れないというようなことについては、大きな課題が残っているわけです。

そんなことで、今後もまた続けてどうぞよろしくお願いいたします。

### ○事務局(住宅政策課長)

ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、会議の公開について説明いたします。

この改定委員会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関に 準ずるものでありますので、船橋市情報公開条例第25条の規定によりまして、会議の公開 が必要となっております。したがいまして、資料3のとおり、船橋市高齢者居住安定確保計 画改定委員会の会議公開の取扱い基準を制定しております。

この会議の開催につきましても、ホームページで事前に市民の方々に開催の周知をいたしております。本日の傍聴者でございますけれども、1名ございます。

この取扱い基準の規定によりまして、また、会議終了後に速やかに会議録を作成いたしま して、閲覧に供することとなっております。

情報公開条例第7条に基づきまして、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの等につきましては、不開示の情報といたします。

なお、会議録につきましては要点記録としまして、事務局で作成いたします。要点記録の

考え方につきましては、読みやすく理解しやすい文章とするために、口語の「えーと」とか、 不必要な繰り返しの言葉を省略したりするといった整文処理を行うものであります。したが いまして、どちらかといえば内容的には逐語録に近いものとなります。

そのようにして作成いたしました要点記録は、公開する前に委員の皆様に事前に発言内容 のご確認をお願いいたします。

以上です。

なお、それぞれの議事で発言する際につきましては、マイクのボタンをそれぞれ押して、 発言が終わったらその都度スイッチを切る形でよろしくお願いいたします。

## ○委員長

それでは、早速ですが、私のほうから進めさせていただきます。

最初に、今ありましたように、会議の公開について何かご質問はあるでしょうか。いかがでしょうか。

傍聴者の方が1名おられるということですので、では、入っていただきましょうか。

# (傍聴者 入室)

# ○委員長

では、傍聴なさる方に申し上げます。注意事項を今、お手元にお配りしたかと思いますけれども、その注意事項を遵守していただきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

では、先ほどお話がありましたように、今日の会議の終了時刻を12時と思っております。 この中で、いろいろ活発なご議論をしていただきたいと思うのですけれども、ご協力もどう ぞよろしくお願いいたします。

#### 4. 議事

- (1)計画の概要及び改定について
- (2) 高齢者の現状について

### ○委員長

早速、次第に行きますけれども、ここからは議事でございます。

議事の(1)を見ていただきますが、(1)と(2)を一緒にやったほうがよいので、(1)の計画の概要及び改定についてということと、(2)の高齢者の現状についてということで、事務局からご報告お願いいたします。

## ○事務局(住宅政策課係長)

それでは、事務局のほうから、議事(1)「計画の概要及び改定について」をお話しいたします。

初めに、計画の概要をご説明いたします。お手元にあります「船橋市高齢者居住安定確保計画」、これにつきましては、住宅と福祉の両面から高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる住まいの確保を目指し、平成26年度地域包括ケア推進本部、住まい部会における課題を整理いたしまして、課題に対してこの計画の中で基本目標を定め、計画的に取り組むため平成27年度に策定委員会のご審議をいただき、策定したものです。

43ページをご覧ください。本計画は、基本理念を「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの実現」とし、その実現のため、44ページにございます基本的な視点を踏まえ、福祉施策等と連携しながら計画を推進することとしております。

46ページ、本計画は基本目標として、「高齢になっても自宅に住み続けられるための『住宅の質の向上』」、「加齢による変化に応じ、住み替えることのできる『多様な住まいの確保』」、「地域に住み続けられ、適切な住まいに入居できるための『居住支援の充実』」、以上3つを掲げ、その目標の実現に向けて平成28年度から47ページ以降にあります取り組みを行ってまいりました。

続いて、この計画の見直し、改定についてご説明申し上げます。計画3ページをご覧ください。本計画は、計画の期間を5年としております。また、3年ごとに策定いたします高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画との調和を図るため、適宜、見直しをすることともしております。

高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画については、今年度、策定の時期を迎えておりますので、計画開始から1年しか経過しておりませんが、今回、策定時に活用した調査や統計資料を最新にすると同時に現状の分析を行い、課題や取り組みを整理いたしまして、その内容を充実させてまいりたいと考えております。

お手元にお配りしております資料4をご覧ください。表がございます。表の右側の「見直し」と記載してある列をご覧ください。今回、統計資料の数値が最新版になるもの、それを受け記述を整理する箇所、作業する箇所に、丸またはハイフンを記載しております。丸については最新版にするところでございます。

また、本計画第2章について、高齢者の現状については、続く議事2「高齢者の現状」で、第3章から第5章については、議事3「課題と取組について」でご説明いたします。第6章については、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画との整合を図るため、次回、第2回改定委員会において説明をしたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、ご審議、ご意見、ご提言いただき、最終的に改訂版としてご承認いただければと考えております。

それでは、続いて現状分析について説明いたします。

## ○事務局(住宅政策課主事)

それでは、資料 5、 7ページをご覧ください。こちらは平成 2 5 年度及び平成 2 8 年度の高齢者生活実態調査について、高齢者居住安定確保計画で活用した調査結果の比較を行いました。平成 2 5 年度の高齢者基本調査においては、要介護の認定を受けている方も対象となっておりましたが、平成 2 8 年度では新たに要介護高齢者調査という、要介護認定を受けている方のみを対象としたアンケートが追加されました。このため、資料 5、 7ページ下段、7つの質問について、要介護高齢者調査については別グラフで表示しております。

今回、7ページ下段、7つの質問についてデータ比較を行いましたが、特に大きな変化は見られませんでした。ただ、9ページ目、2番の緊急連絡先の有無についてご覧ください。こちらは、「保証人にも緊急先にもなってくれる人がいない」と回答した割合につきましては、7.9%から4.6%へと減少しておりました。しかしながら、高齢者数は増加し続けることと、世代間の持ち家比率が減少していくデータがあることから、今後このような緊急連絡先がない人の支援については、ますます重要になっていくものと考えられます。

続きまして、資料6をご覧ください。こちらは平成28年度の高齢者生活実態調査をもと に、前回の調査のときには行わなかった高齢者の現状について、分析を行いました。

1番、改修の意向調査についてご覧ください。こちらは平成28年度の高齢者基本調査の 集計結果をもとに、高齢者が今の住まいについて改修する必要性を感じている割合を算出い たしました。

「(i) 現在の住まいで生活していきたいか」の表をご覧ください。この表は、持ち家を所有している人を対象に集計いたしました。「可能な限り今の住まいで生活したい」と回答した

人が82.8%、「今の住まいを改修して住み続けたい」と回答した人、つまり住まいを改修 する必要性があると考えている人が8.0%という結果になりました。

続きまして、「(ii) 住まいで不便を感じている箇所の有無」についての表をご覧ください。こちらは、(i) の問いについて、「可能な限り今の住まいで生活したい」と回答した82.8%、つまり4,447人を対象者とし、住まいで不便を感じている箇所があるかについて集計を行ったところ、そのうち39%が住まいで不便を感じている箇所が「ある」という結果になりました。この39%、1,733人を住まいを改修する必要性がある潜在的ニーズと位置づけ、(i) の表の「今の住まいを改修して住み続けたい」と回答した428人に加算いたしますと、(iii) 一番下の表の結果となりました。潜在的ニーズを含め、今の住まいを改修して住み続けたい、つまり改修の必要性がある者は40%程度いるものと考えられます。

また、次のページをご覧ください。年齢別で見ても、潜在的ニーズを含め、改修の必要性がある者は40%前後を推移しており、特に75歳以上の方については約50%という結果でした。この結果より、バリアフリー化等の改修助成の必要性は、これまでの想定以上に高いものと考えられます。

続きまして、2番、年齢別転居意向をご覧ください。これは、民間賃貸住宅に居住していると回答した者を対象に若年調査、高齢者基本調査、それぞれの転居意向について集計した表です。40歳以上から64歳、65歳以上の結果を比較すると、「①今の住まいに住み続けたい」と回答した割合は特に大きな差は見受けられませんでしたが、②から⑤の「転居したい」と回答した割合の内訳に差がございました。特に「④親族の近くに転居したい」と回答した割合は、40から64歳については16.3%、65歳以上については4.6%と大きな差が見受けられました。また、「③今より家賃の安いところに転居したい」の選択肢については、65歳以上のほうが安いところに転居したいという意向が強いという結果になりました。

続きまして、3番、緊急連絡先の有無についての表をご覧ください。こちらは先ほどの説明と一部重複してしまいますが、民間賃貸住宅に居住していると回答した者を対象者とし、若年調査、高齢者基本調査において、保証人、緊急連絡先の有無についての回答を集計した表になります。40歳から64歳、65歳以上の結果を比較すると、特に大きな差が見受けられたのは「③保証人にも緊急連絡先にもなってくれる人がいない」について、若年調査では9.3%、高齢者基本調査では4.6%となっており、若年調査のほうが「保証人にも緊急連絡先にもなってくれる人がいない」割合が約2倍となっておりました。

この結果から、緊急連絡先のない人に対しての居住支援を行う必要性は高いと考えられます。

次のページをご覧ください。これは介護の利用意向について、経済的状況別に割合を算出したものです。まず、選択肢1と2、自宅で生活したいという選択肢の回答の割合を見ると、下のグラフ、65歳以上については、どの経済状況で見ても差がほとんど見受けられませんでしたが、上のグラフ、40歳以上から64歳以下では、「大変苦しい」と「大変ゆとりがある」方の自宅で生活したいという回答が少なくなっていました。

次に、上のグラフ、40歳以上から64歳以下の「大変苦しい」と回答した人の介護意向の割合について、「⑥わからない」と回答した方が31.6%と、ほかと比べて非常に大きな割合となりました。これは、回答者が40歳から64歳以下の方なので、純粋にまだ介護のことについて余り考えていないという可能性もあるかと思われますが、ほかの割合と比べても非常に大きいことから、経済的な要因から将来が見通せない方も一定数含まれているのではないかと考えられます。

以上です。

# ○委員長

ありがとうございました。改めて基本目標、その前に船橋市の場合ですけれども、この高齢者居住安定確保計画の理念、それから基本目標をお話しいただきました。

非常にわかりやすく46ページのお話をしていただきました。圧倒的に多くの方が高齢になっても既存の今いるところに住み続けたいと。だとしたら、住み続けられるために住宅の質の向上をすると。それから2つ目に、しかしそうは言ってもいろいろな課題、問題があって、住み替えることができるような住まいをどう確保するかということがあり、そして同時に、その両方にかかわりますけれども、居住の支援の充実ということが3つの柱として基本目標になったわけです。大きな変化はなかったということですけれども、もう一度改めて高齢者の実態をご報告いただきました。

それで、この1年間でさらにいろいろ感じておられることだとか、今出されたデータ等に関して、気がついたことだとか、そういったことをお出しいただけたらと思います。住宅改修についても相当出ていました。

今日は最初ですから、どうぞ委員の皆様、順番にでもお話しいただけたらと思うのですけれども、どうでしょうか。どなたかがきっかけをつくっていただいてもと思いますが。どうぞ、畔上委員。

## ○畔上委員

畔上です。よろしくお願いします。

今の住まいに住み続けたいとか、バリアフリー化された住宅に転居したいということは、 今の住んでいる場所をバリアフリー化されたら継続して住みたいという解釈でよろしいので すか。

それで、また細かいことですが、どこの箇所、例えば浴室が問題だとか玄関に階段が多いとか、そういう細部にわたっての質問要項はなかったのですか。

#### ○委員長

では事務局、お願いします。

### ○事務局(住宅政策課長)

バリアフリー化の前提ですけれども、今住んでいるところに住み続けたいという方の意向 が強いものですから、まずそこに住み続けてもらうために必要であればバリアフリー化の改 修をしていただくというものであります。

あと、バリアフリー化の内容ですか。

## ○畔上委員

そうですね。介護保険と密接に結びつくと思いますので、これからちょっと厳しくなりますけれども、介護保険と結びついた中で住宅改修が認められる範囲というのはあると思うのです。それが可能なのかどうかということです。

### ○事務局(住宅政策課長)

高齢者居住安定確保計画を受けまして、昨年度、28年度から介護保険の対象にならない方のための予防のバリアフリー事業、助成事業を開始しております。高齢者実態調査の中の住まいの中の不便なところという質問でも、断熱性能が低いですとか、住宅内の段差ですとか、手すりがない、あと浴室が使いにくい、こういった回答が高齢者の方から寄せられておりましたので、そういったものの改善を事前に行って、要介護の状態にならないような住宅

に改修していただくという趣旨で、昨年度からバリアフリーの助成事業を開始しております。

## ○畔上委員

ありがとうございました。では、一応そのような方向づけがされたという中で、基本的に はその方向が示されて、手を挙げてお願いしたというようなケースもあるんですか。

# ○事務局(住宅政策課長)

お願いといいますと、利用者に対してということでよろしいですか。

# ○畔上委員

こういうふうなことが基本的には検討されて、方向づけが出たというようなアナウンスは 市民の方におやりになっていらっしゃると思うのですけれども、そういう方向の中でぜひお 願いしたいというケースというのはあったんですか。

## ○事務局(住宅政策課長)

このバリアフリー化助成事業の実績と、あと現状、今、事業を開始してみての問題点につきましては、この後の課題と今後の取り組みのほうでまたご説明させていただきたいと思いますので、そこでまたご意見をいただければと思います。

# ○畔上委員

よろしくどうぞお願いいたします。

## ○委員長

ありがとうございました。 今のような調子で進めたらいいと思うのですけれども。

#### ○畔上委員

サンプルをお見せしましたので。

#### ○委員長

はい、ありがとうございました。

多分、すごく大事なことですけれども、まだ始まったばかりということもあって実績がこれからなんですが、その辺の大きな課題を今後議論したいと思います。だから、介護認定されていない人たちの予防的なことが大事だということでした。ありがとうございました。

では、続けて、高橋章博委員。

## ○高橋(章)委員

私のほうは、現状分析の実態調査といいますか、9ページの2の「入院、施設入所、賃貸 住宅への転居時の保証人や緊急連絡先の有無」で、少し興味深く見させていただきました。

在宅でも、こういった施設へ入所する方もそうなんですが、先日も私ちょっとあって、例ですけれども、ご夫婦で奥様がショートステイに入居していて、お子さんたちももう50代ですが、そのご主人が病気でちょっと障害を患っていて、先日、旦那さんご本人が緊急手術ということで連絡がありました。今日は迎えに来られないというお話だったんですね。そうしたら、緊急連絡先のご家族にもなかなか支えられない、どなたにも支えられることがないということで、奥様も心配していたので私が手術に立ち会ったりしたわけです。病院の側に

も、他人ですけれども、こちらにかかわっている方のご主人なんですと。何度かお会いして お話ししたこともあるので、いろいろとさせていただいた経緯もございます。

緊急連絡先というのは、こういった住まいで入居するときに、緊急時というのは度合いがどうであれいろいろあるのでしょうけれども、病院とか緊急的救急で運ばれて手術するようなときとか、こういったところも含めて、本当に実質的な、連絡がとれるかどうかというところがなかなか今難しくなってきているなと。家族とか親子でもいろいろと事情がありますので、なかなか難しいなというふうに感じます。

確かに、地域包括ケアシステムの中では自助、互助というようなことはありますけれども、 自助が難しいのであれば互助という部分、地域の中で支え合うということも、内容によりま すけれども、救急対応の入院の手術等まではなかなか責任が重くて難しいなというふうに思 いました。

この9ページに書いてある「②保証人はいないが緊急連絡先になってくれる人がいる」ということは、28年度は14.3%の方が緊急連絡先の方がいるということですよね。逆を言えば、その14%以外の方はいないという意味でよろしいのでしょうか。そういうこともちょっと感じたということで、感想になりますが。

## ○委員長

ありがとうございました。

確かに、緊急連絡先については、ここのデータではこうなっていますけれども、実際にその場で、あるいはその内容によって、厳しかったりいろいろすると思うのです。ありがとうございます。

では、中臺委員、お願いします。

## ○中臺委員

民生児童委員協議会の中臺です。

先ほどもご質問がありましたけれども、15ページにあります「高齢者の現状」というところです。私ども民生委員をやっておりまして、このデータに出ているように、去年までお元気だった方が次の年になるとがたっと動きが悪くなって、今まで外出して買い物なんかができていた方が、外出が不可能になるというような状況を何件も見ております。そういう中にあって、既にこちらの担当部署でやっていただいたかどうかちょっと確認ができないのですが、私どもが市のほうに相談しましたら、玄関先と家の中の手すりをつけるのに、工事費全額ではなくて補助金をいただいてつくれたという報告を受けております。そういったことを今後高齢化に向かって見直しをしていただいて、高齢者が住みやすいような状況になっていけばいいなと思っております。

あわせて、資料4の5ページですが、「現状に関する課題、問題点」ということで、住宅の 質の向上とか居住の支援とかとありますけれども、この辺に丸がついているのは、今後これ を見直してくださいということですか。もう見直してあるということ。これから見直すので すか。

### ○委員長

これについては、丁寧に説明しましょうか。

### ○事務局(住宅政策課長)

丸がついている部分ですけれども、まず、第2章の現状の部分で、昨年度行いました高齢 者実態調査であるとか、計画策定時にはまだまとまっておりませんでした国勢調査の結果と かを、最新の統計に置きかえるとともに、今、資料6でご説明したような新たな分析結果、こういうのも加味した上で、今、中臺委員からご質問のありました第3章にありますこの3つの柱の中の個別の施策についても、内容について検討は行います。ただ、この3つの柱については、このまま維持していく考えであります。

# ○中臺委員

この丸がついているところを検討してくださいということではなくて、全般を見て、我々が意見を言っていいということになるのですか。

## ○事務局(住宅政策課長)

この3章の「住宅の質の向上」ですとか、「多様な住まいの確保」「居住の支援」という枠組みは変えない中で、その中に記載されている事業で、この事業の中身はやり方としてもっとこうしたほうがいいのではないかとか、場合によりましてはこういった事業があったほうがよりこの目標を達成できるのではないかとか、そういったご提言をいただければと思います。

## ○中臺委員

わかりました。

## ○委員長

資料7に、今後の課題という形で議案の後でこれを見ることになりますので、そこで大丈夫だと思います。

では、柿沼委員にいきましょうか。

#### ○柿沼委員

私のほうでも、この資料の中で興味を持ったのが、保証人とか緊急連絡先のいない方の数ですけれども、17ページの先ほどの3番の若年層のほうが多くてというところが、正直ちょっとびっくりしているところであります。ここは若い人のほうがいて、お年寄りの方のほうがいないのかなと思っていました。そこら辺のところと、先ほどお話があった9ページの入院の身元引受人がいないというところで、前年度よりマイナスになっている。実際には私が思っていた以上に引受人がいらっしゃらないのかなという現実にちょっと驚いたところです。

ただ現実、施設に入ろうと思うと、身寄りがいなければ後見人を立てて入所するというのが現状で、預貯金のない方でも後見人を立てなくては施設に入れないというのが現実であるというところは、実際問題として日々感じているところです。

それから、お話が全然違うのですが、前回この委員会に参加させていただいた後に、NH Kのほうで高齢者施設のドキュメンタリーの番組があって、特別養護老人ホームは職員の確保が難しくて、開所しても施設がなかなかオープンできないとか、それから、補助金が出てサ高住を建ててみたのだけれども、結局は職員確保ができなかったりということで、場所によっては、建物が建ったけれども人の動きとかそこら辺で高いとか、いろんなことがあるので、入っている方が出ていかなくてはならなくて、そういう高齢者施設が今後変わっていくというような番組を見ました。ここでサ高住が少し増えてくれるのかなというような関心を持っていたところで、サービス付き高齢者住宅のあり方が少し変わってくるというような番組があったので、この場でそのお話をしていいかとも考えたのですが、実際問題、サービス付き高齢者住宅の現実の課題というものをそういう番組で取り上げられていたこともあった

ので、福祉関係にいるとそういうのをやっていると結構見てしまうのですが、皆さん見る機会がどの程度ということもあるので、そういう番組も現実にあるということをちょっと、生意気なようですがお話しさせていただきます。

## ○委員長

ありがとうございました。

サ高住は新たな動きもあるし、いろんな問題が見えてきたところもあるし、やはりここでもう一度きちんと検討する必要があるかと思います。ありがとうございました。

では、公募委員として、どうぞお願いいたします。

## ○近藤委員

近藤でございます。前回のときも素人として何を言っていいかわからないようなことで申 し訳なかったのですけれども、今回この計画を見直しをするということで、また参加させて いただくのは非常にありがたいことだと思っております。

私、今年晴れて65歳になって、年金生活を満喫しているのですけれども、私の親戚は大体みんな80歳以上で、こちらの人たちを考えてみるとみんな自宅なんですね。自宅で、なおかつ二世帯の住居に建て替えたり、子どもをすぐそばに呼び寄せたりしている状況です。

それで、こちらの資料の17ページで転居意向のところを見ると、親族の近くに転居したいというのが非常に少ないなと。64歳未満の方の4分の1しかいない。これはどうしてなんだろうなと思ったら、対象者が民間賃貸住宅に住まわれている方ということで、そういう数字なのかなと。ただ、今も緊急連絡先の話なんかがありましたけれども、身近に知っている人がいるのが一番安心していられる。

そこを見ますと、この③の「今より家賃の安いところに転居したい」というのが増えているのは、やはりそこも含めて、なかなかメンテナンスができないからこういったことになっているのかなというような、これは感想です。

あと、前回、「サ高住」という言葉自体もわからなくて、いろいろと皆さんにご迷惑をおかけしましたけれども、今回こちらのパンフレットの23ページの図が非常にわかりやすくて、このようなものがあるということを市民の方にお示しいただければ、サ高住ってこんなものかなというのがわかるのではないかと思いました。これは素直な感想でございます。

### ○委員長

ありがとうございました。 では、福眞委員からお願いいたします。

## ○福眞委員

私は、日ごろのあれで感じていることをちょっと言わせていただきたいのですが、前回まとまったバリアフリーの改修の情報提供を行いますと、こちらの資料のところにも書いてあるのですが、48ページです。これの提供を行うとともに、住宅相談、それから増改築相談を行い、バリアフリー化を推進しますと。耐震診断や改修、住宅の安全性に対して情報提供を行いますとこの間決まったと思うのですが、住宅相談をやっていまして、バリアフリーの相談ってほとんどないんです。それから、耐震相談は、たくさんではないですけど、そこそこあります。そうすると、一般の方に対して情報がどういうふうに伝わっているのかなというのがちょっと。この基本計画でいいことを決めても、それを伝える方法というんですか、それがちょっと足りないのかなと。

もう一つ、断熱改修という話も出たと思うのですが、それも相談とかそういうのは余りな

いです。ただ、私がやっているのは建築住宅相談なものですから、増改築相談のほうはまた 別な組織でやっているかとは思うのですが、そこら辺がどうなっているのかというのと、も う少し一般の市民の方にどういうふうに伝えていくかというのを検討していただけたらいい かなと思います。

# ○委員長

ありがとうございました。

事務局のほうから、この新しい建築相談というか住宅相談というか、その辺でどういう状態かとか、今質問がありましたけれども、実態を教えていただけますか。

# ○事務局(住宅政策課長)

今、ご質問といいますかご指摘いただいたとおり、確かにバリアフリーの改修が思った以上に申請が上がってきていない実情はあります。建築相談で相談に乗っていただきたいと考えていましたけれども、なかなかうまく紹介できていないようでありまして、昨年秋ごろに、住まいづくり講演会という形で介護の専門家と建築の専門家をそれぞれ招いて、集まった方に対して、バリアフリーですとか断熱改修が要介護にならないことに繋がるんですよという講演会などは行っておりますので、今後も引き続きそういった講演会は開催していこうと思っております。

ただし、それだけではよほど関心のある方にしか伝わらない部分がありますので、そこは 事務局としても大きな課題と考えておりまして、それにつきましては、次の課題と今後の取 り組みのところでも、こちらの考えをお示しいたしますので、そこでご意見をいただければ と思います。

## ○委員長

そうですね。大きな課題ですので、よろしくお願いします。

1990年ぐらいに高齢化というのが大きな問題になったときに、やはりバリアフリー改修というのが全国的に広がって、自治体でモデルルームづくりが広がったんです。東京で有名だったのは品川区のモデルルームなんです。それから、京都市もやりましたし、全国各地で実施されました。そして、そこに行くといろいろな情報を得たりとか、実際に体験したりとか、そういうことが可能だったんですね。それは、まだ介護保険が出されていない段階で結構やりましたが、その後、だんだんそれが停滞し、モデルルームが物置になったりしていましたが。

今、改めてもう一度、バリアフリー改修というのをどういうふうにやると市民の方がわかりやすいかというか、やるとプラスになるとか、住み続けられるとか、その辺大変大事なことだと思うので、また後で検討したいと思います。

高橋(弘)委員、では、お願いします。

### ○高橋(弘)委員

資料の17ページですけれども、事務局のほうからご説明があった40歳から64歳が9.3%という数字で、逆転しているということを先ほど柿沼委員からもご指摘がありましたけれども、これは母集団が小さ過ぎるのではないかと思うのです。多分この9.3%って4人ということですよね。なぜかというと、自宅を持っている人たちのデータは5,371人のデータで、賃貸の人たちのデータは総計を合計すると239人になって、40歳から64歳は43人だとすると9.3%って4人なんですね。これをデータと呼ぶのはちょっとおかしいかなという気がしまして、この中で、この結果から緊急連絡先等を早急に手続、あるいは

整備していかなければいけないというような内容のご発言がありましたけれども、そもそも 例えば4人が2人になれば、これは4.数パーセントになるんですね。

だから、母集団の数字の考え方が、資料を見ると、独居の人たちで(独居かどうかわかりませんけれども)8割が住宅を持っていて、2割の人が賃貸住宅等に住んでいるということになると、当初の5,371人の高齢者の現状という15ページで数字を挙げているにもかかわらず、その2割が存在するのであれば、この母集団は1,000ぐらいなければいけないのに、余りにも少ないのではないかと思うのです。だから、このデータだと賃貸住宅に住んでいる人の動向がどうという全体的な姿にならないのではないかと思うのです。

だから、アンケートのとり方についていろいろと大変だったのだと思いますけれども、もう少しデータが、母集団があって抽出したものでないと、姿がちょっとおかしいのではないかなと。もし私の思っていることが間違っていたらお許しいただきたいと思いますけれども、その辺のことを教えていただければと思います。

## ○委員長

ではまず、事務局からお願いいたします。

## ○事務局(住宅政策課長)

今、高橋委員からご指摘がありましたとおり、クロス集計にさらにクロスを重ねて、結果、 母数が少なくなってしまったものを単純に比較データとして出してしまいました。こういっ たものにつきましては誤解を招くおそれがありますので、今後精査して、事業の実施根拠等 にしないなど、検討はしていきたいと思います。

## ○委員長

ありがとうございました。検討したほうがいいですね。実際に保証人にもなってくれる人がいなくて、窓口には来るわけですから、それが全体の中のどのぐらいの割合なのかが今わかっていないので、どうするかですね。

きっとまだほかにも高橋(弘)委員からいろいろあるかと思うのですけど、このぐらいに して。では、松井委員、お願いします。

#### ○松井委員

松井です。まずこのデータの分析調査が、大変しっかり細かいところまでされているのに 驚きました。ただ、そうは思ったのですが、今、高橋委員からそういう指摘もあって、ああ、 なるほどなと思いました。まだ私のほうのレベルが皆さんに追いついていないので、もうちょっと勉強させていただいてからご質問させていただきます。ありがとうございます。

## ○委員長

どうもありがとうございますでは、上村委員。

### ○上村委員

この高齢者の現状のデータで私が興味深く拝見したのが、10ページから11ページにかけての在宅介護サービスのニーズのところですけれども、この中の設問のニーズに関して、「わからない」と答えた方、⑥の割合につきまして、右側の11ページのひとり暮らし高齢者の方の割合、⑥です。平成28年、15.5%、それと若年調査でも⑥が14.6%で、ほとんど差がない。同じような率だなというのがすごく興味深く感じました。基本的には、

多分これはご高齢の方でも健常者の方が多いのだろうということからすると、これからの話だというのはあるのですが。

実際、私どもの団地の中も、きっかけがあってご相談とかがあれば、例えばうちの窓口もそうですし、自治会の方、それから民生委員の方等が相談に乗られてという形でお話が進んでいくのですが、閉じこもっていらっしゃるという言い方は語弊があるかもしれませんが、いろいろつてがなくてという形で、周りのほうとしても何とかしてあげたいんだけれどもという方、隠れの方が結構いらっしゃるなというのを感じていまして、こういう人たちを引っ張り出すというか、コミュニティを形成できたらなというのが、今、私どもの課題であるということでございます。意見というか、今の現状のお話でございます。

## ○委員長

ありがとうございました。データにはなかなか出にくい話ですけれども、そういうのがきっと大事かもしれませんね。

では、宮澤委員が最後でしょうか。

## ○宮澤委員

社会福祉協議会の宮澤です。今、事務局のほうからご説明を受けて、なるほどなというふうな、皆様のお話を伺いながらそう思ったところですけれども、前半に皆様方から緊急連絡先がないという一つの問題があるよというお話がございました。それに対応するのが、先ほど市長からも話がありました、居住支援協議会でやり始めたこの7月からスタートする「住まいるサポート船橋」という愛称がついた相談窓口なんですけれども、これから開いてみて実態を見ないと、ちょっとどういう動きになるのかが私ども社会福祉協議会としても不安な部分がございます。

やはりお金がかかわるわけです。基本的なサービスの部分を含めてお金がかかりますので、 どのくらい対象者が広がっていくのか、それから生活保護に関しては除くというお話でした ので、その方たちは除外する。生活保護ではないけれども、低所得の方たちが多分こぼれ落 ちるのかなと、今のところそういう気がしています。ただ、どういうふうに窓口で対応して いって実態が見えてくるのかというのはこれからの課題だと思います。

それと、今の調査のお話の中で、私もちょっと興味深く思っていたのは、16ページにある年齢別調査のところで、上の表ですけれども、75歳以上の方で今の住まいを改修して住み続けたいという、これが49.9%、半分の方がここで改修をしてという意思がありますが、75歳以上って年金生活だから、この方たちはみんな諦めちゃっているんじゃないかなという、実態がどうなのかがいま一つ。この方たちは、うまく改修してここに住み続けて、ここで亡くなられたという方の成功例やモデルケースが出てくると示しやすいのかな。さっき事務局のほうで、介護と住宅のマッチングをやっているんだけれども、なかなか反応が少ない。それから、事業者の方からもバリアフリーの相談なんてないよというお話がありましたから、そこをどうやってあぶり出していって行政の計画にかけるのか、実際の施策に反映させていくのかというのが、結構難しい作業だと思います。

福祉の2つの計画を見ながらやっていくのでしょうけれども、かなり綿密なデータを取っていかないと施策に反映するのは難しいのではないかなというような感じです。しかも、市場原理が結構働く住宅部門なので、こことうまくマッチングさせるのが行政の腕の見せどころかなと思っています。

#### ○委員長

ありがとうございました。

今、住宅を改修するというのは、内容がどのレベルか余りはっきりわかっていないですよね。ちょっとした形で段差をなくす程度でも違うとか、あるいは大規模に改修するのかとか、あるいはそれは全部お金がかかるわけですから、そのお金があるとかないとか、そういうことによっても違ってくるとか。おっしゃるとおり、どのように取り組んでいくかということがきっと重要になってきて、これは福眞委員だとかほかの皆様の関係で検討していくことになるかと思います。ありがとうございました。

いろいろな課題は出てきていまして、それに既に市としてもかかわってきているというようなことがありますけれども、今の意見でいろいろ出していただきました。何か市のほうでここはもうこういう方向でやって充実するとか、そういう話というのはありますか。

# ○事務局(住宅政策課長)

先ほど来お話ししているのですが、次の課題の取り組みのほうで考えを示させていただいて、不足している部分とか誤っている部分をまたご指摘いただければと思います。

## ○委員長

それでは、現状についてほかに補足するようなことがあれば、もう一人、二人お出しいただいて次の課題のほうに行きますけれども、いかがでしょう。

よろしいですか。では、課題のほうに行きましょうか。

### 4. 議事

### (3)課題と取組について

## ○委員長

議事の議案としては3番目、「課題と取組について」ということで、これは資料7からで しょうか。

では、お願いいたします。

### ○事務局(住宅政策課係長)

それでは、議事4、(3)課題と取り組み内容についてご説明させていただきます。資料7をご覧ください。19ページになります。

高齢者居住安定確保計画では、先ほどご説明させていただいたとおり、「住宅の質の向上」「多様な住まいの確保」「居住の支援の充実」、この3つを目標として掲げさせていただきました。

各目標に対する課題や問題点として、事務局では、「住宅の質の向上」については、自宅のバリアフリー化と高齢者へ配慮した住宅になっていないこと、また、高齢者になる前の予防的なバリアフリー化等への市民の理解が十分でない状況等があると考えております。

次に、「多様な住まいの確保」では、民間やURの賃貸住宅に居住する高齢者で、収入減少により生活困窮者、困窮世帯が増加していること、また市営住宅の応募倍率は依然高く、老朽化した市営住宅が増加している状況の中、一方でサービス付き高齢者向け住宅や、有料老人ホーム等は自己負担が大きく、低額所得者の入居は難しい状況にあると考えております。

最後に、「居住の支援の充実」では、高齢者実態調査から、保証人や緊急連絡先がなく入居を断られる高齢者が一定数存在していると考えております。また、これらの課題や問題点を踏まえ、次に目標ごとに取組内容を現段階の状況で整理させていただいております。

まず、①の「住宅の質の向上」について、持ち家におけるバリアフリー化を元気なうちから促進するため、自宅及びマンション共用部のバリアフリー化促進事業を実施しております。 この事業は、28年10月から開始した事業で、助成件数は戸建てが10件、マンション共 用部は4件と、利用者数は少ない状況と考えております。今後は、所得面にある程度余裕のある、例えば退職金が支給される年代、その年代にバリアフリー化に取り組みたくなるようなインセンティブを与えるようなことを検討していきたいと考えております。

次に、バリアフリー化の必要性や事業の周知、相談体制を強化するため、地域包括ケアシステム推進本部予防部会に関連する「ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業」と連携し、体操指導士や参加者に対して、早目の住宅バリアフリー化が介護予防につながることを周知していきたいと考えております。なお、こちらについては担当課である健康づくり課から内諾を得ております。今後、周知方法等については協議を行う予定でございます。

また、建築士関係団体の皆様と連携した講演会等を通じた周知活動を継続して実施していきたいと考えております。さらに、マンション管理組合に対するマンション管理士、建築士の派遣事業を通じ、共用部分のバリアフリー化を促進してまいりたいと考えております。

2つ目の「多様な住まいの確保」ですが、市営住宅の入居者で高齢者のいる世帯の割合は 約6割となっております。今後ますます高齢者の割合は高くなると考えられることから、低 所得者向けの高齢者住宅を確保するため、市営住宅の老朽化による建て替えにより、低所得 者向けの高齢者住宅の確保について検討してまいりたいと考えております。現在、市営住宅 供給計画では、平成28年度から32年度までに、新たに110戸確保する必要があります。 28年度からはUR行田団地より10戸を借り上げ供給しております。また、市営住宅の建 て替えの検討に当たっては、シルバーハウジングの導入を検討してまいりたいと考えており ます。

シルバーハウジングとは、生活相談や安否確認、緊急対応を行うライフサポートアドバイザーを配置した公営住宅で、入居者は60歳以上の単身世帯、または夫婦のどちらか一方が60歳以上の夫婦世帯が対象となります。また、空き家等を活用した住宅確保要配慮者向け住宅(専用住宅等)ですけれども、そのような住宅の確保については国が29年、今年秋ぐらいに新たなセーフティーネット制度を開始することから、情報の収集を行う。それとともに、専用住宅化のための改修費、家賃補助制度の導入について検討してまいります。

次に、サービス付き高齢者向け住宅については、市内に入居を開始している施設は16施設で805戸あります。なお、登録施設、建築中と募集停止を含みます。21施設で1,042戸です。サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等ですが、それが終のすみかになっているか、看取りまでできる体制かどうか、介護付き有料老人ホームにおいても、看取りまでできる体制かどうか、サ高住とあわせてアンケートや聞き取り等を検討していきたいと考えております。

3つ目、「居住支援の充実」ですが、賃貸住宅及び持ち家のバリアフリー化された住宅への住み替え支援を促進してまいります。賃貸住宅については、28年6月より開始いたしました高齢者住み替え支援事業を引き続き実施します。ただし、助成件数が2件ということで、利用者が少ないと考えています。そのため、さらに周知を図るとともに、必要に応じて7月より開設される居住支援協議会の窓口でも紹介していただく予定となっております。

また、今年度、29年度より、UR賃貸住宅への住み替えも、高齢者住み替え支援事業の助成対象に追加いたしました。助成については、UR賃貸住宅については仲介手数料と礼金がないため、家賃の0.5カ月分と消費税分を助成することとしております。持ち家については、移住・住みかえ支援機構(JTI)が実施しているマイホーム借上げ制度を広報紙やホームページ、講演会を通じて周知を図ってまいります。

このマイホーム借上げ制度とは、50歳以上のシニア世代のマイホームを最長で終身にわたって借り上げて転貸し、安定した賃料収入を保証するもので、自宅を売却することなく住み替えや老後の資金として活用することができます。

また、5月16日に設立された居住支援協議会(住まいるサポート船橋)ですが、7月の相談窓口、居住支援サービスの提供により不動産関係団体と連携した高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅の確保を目指してまいりたいと思っております。今後、居住支援協議会において、空き家を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の確保について検討を行う予定です。

なお、国の事業である新たなセーフティーネット制度を活用した空き家の有効活用についても検討を行ってまいります。

また、平成19年度より実施している民間賃貸住宅入居支援事業について、居住支援協議会で居住支援サービスの一つとして組み入れておりますが、これまでの利用件数が3件と非常に少ないことから、利用促進を図ってまいりたいと思っております。また、居住支援サービスの一つとして組み入れていることから、その有効的な活用が可能かどうかを実際に検証を行い、必要に応じて制度の見直しを検討いたします。

民間賃貸住宅入居支援事業とは、家賃を払えるのに連帯保証人が見つからないため賃貸住 宅へ入居するのに苦慮している高齢者等に協力不動産店を紹介し、住宅情報を提供すること。 さらに、入居者が保証会社と契約を締結し、保証料を自己負担し、債務保証を受け、賃貸借 契約が可能となる。なお、低所得者の方につきましては、初回保証料の2分の1を助成する 制度でございます。

また、UR賃貸住宅についてですが、市内に13団地、1万1,000戸、市内の賃貸住宅の1割を占めますが、存在しております。公的賃貸住宅の一つとして、高齢者などの住宅確保要配慮者に対するセーフティーネットの機能を果たすことが期待されております。このような中で、URの賃貸住宅においても、高齢者、65歳以上の方がいる世帯は、先ほどもお話しいただきましたとおり、約4割を占めており、高齢化による収入が減少し、家賃負担が大きくなっていると団地自治会等から聞いております。引き続き、URの皆様と意見交換を行うなど、連携を強化してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

#### ○委員長

ありがとうございました。

そうしますと、今まで高齢者の現状に関連して皆様から出していただいたことについての 課題、取り組みということで、今お話をいただきました。

これは順番にやっていったほうがよさそうですので、最初にこの19ページの課題がありまして、課題は大きなことが書いてあって、具体的な取り組み内容として、「住宅の質の向上」ということで、住宅のバリアフリー化促進と情報提供がありますけれども、ここから少しご意見を伺いたいと思います。十分な時間があるわけではありませんので、どうぞご意見をお出しいただけたらと思います。

どうぞ、お願いします。

### ○近藤委員

基本的な話ですけれども、バリアフリーって何なのという話で、こちらに今出ていますような玄関とか共用部分、あとは室内に手すりをつけたり段差を少なくする。これがバリアフリーというのはよくわかるのですが、実は私、先ほど申し上げたように、おばが、80過ぎの者が一戸建てに住んでいまして、着衣着火が怖いからオール電化にしたということがあったんです。それは、そのおばよりももっと上の88歳のおばが、「自分の家は着衣着火が怖いからオール電化にした。あんたのとこ、まだガス使ってるの。こんなの危ないじゃないか」と言われて変えたと。これはやっぱり数十万のお金がかかるものだし、小さい話をすればフライパンから何から全部変えなくてはいけない。バリアフリーというのはそういったことま

で考えたもののほうがバリアフリーではないかなと思ったので、今、船橋として考えているバリアフリーってどの程度なのかなというのを伺いたくてご質問しました。

## ○委員長

本当は福眞委員あたりがいいのでしょうけれども、市でどう考えているかというご質問だったので、市でどこまでやるかという話で、どうぞお願いします。

# ○事務局(住宅政策課長)

現状、バリアフリー助成対象にしているものにつきましては、あくまで要介護にならないようなためのバリアフリーだけが対象になっております。転倒防止とヒートショックの予防に資するバリアフリー工事だけが今現在対象になっておりますので、ガスからオール電化への工事は現在のところ対象になっておりません。

## ○委員長

補足して、福眞委員あるいはほかの委員の方ありますか。どうぞ。

## ○福眞委員

今、ちょうどこれからというものですが、耐震診断をやりまして、耐震補強をやるお宅があるんです。そこで、さっき75歳と言いましたが、恐らくそれぐらいの年齢のお年寄りです。ちょっと外れますけど、最近の耐震補強は、去年、私が担当したものでもほとんどが80歳近いんです。だから、80歳ぐらいの方が耐震診断をやって、補強をやって、なおかつ浴室も今のユニットバスがいいとか、あるいは台所の床なんかもぶかぶかして危ないからやろうというような、診断の相談をしながらお勧めもするんですけれども、向こうも危機感を持っていらっしゃる方もいらっしゃるんです。

だから、担当課が違うかもしれないですが、別々に、耐震診断とバリアフリーとか、あとは断熱と、全部やらなくてはいけないということではなくて、やれるところからやっていけばいいのではないかと思います。そういうパンフレットみたいなものを一括してうまく出せば、1枚あるいは2枚のもので一遍にその概要がわかるわけですから。耐震診断は耐震診断とか、バリアフリーはバリアフリー、断熱は断熱とやってしまうと、目にする機会も少なくなってしまいます。だから、私は結構一緒になることが多いので、せめてパンフレットくらいは一緒のものをつくって、市民の方に周知徹底していただきたいなと常々思っています。

## ○委員長

ありがとうございます。

具体的なパンフレットの提案が出てよかったのですが、バリアフリーってどうなの、どこまで市が、行政がやるのという話があったので、もう1回戻って中臺委員からお願いいたします。

## ○中臺委員

私のほうも、今の「住宅の質の向上」ということで、住宅のバリアフリー化の促進ということですが、いろいろな委員さんからも意見が出ていますように、要介護とか要支援の認定を受けていない人が対象ということのようです。

そうすると、私ども民生委員で家庭訪問しているときに、やはり相談を受けるのは、要介護とか要支援の認定のある方から、要するに生活上、現実に玄関の段差が上りにくいとか、家の中でよく転ぶようになったとかという方からの相談が多いんですね。当然、退職された

ばかりの方で、今後要介護の認定を受けないで済むようにしようという、そういう施策もありだとは思うのですが、そういった方は元気なので、こういう制度があることを目にしても全く相談はしないし、まだ先のことと思っている方が多いんですね。現実的には80歳を過ぎてもお元気な方が結構いるんです。70歳前後や75歳とかでも、こういう相談を受ける方は、やはり体力的に落ちている方がバリアフリー化をしたいんだけれどもと言ってくるんですね。

例えば、85歳を過ぎていて、こういうバリアフリー化の申請をして、あと何年自宅に住めるんですかという問題もありますが、本人の希望が自宅で最終を迎えたいと思っている方が意外といるんです。そういった方は一人ではないんです。家族が一緒にいるんですね。そういった方は、やっぱり家族と一緒にできる限り面倒を見てもらいながら、あるいはデイサービスを受けながら、福祉のサービスと併用して、家にいたいという方がこういう相談をしてくるんですね。

やはり工事費が高くなるので、丸々そのまま自分が負担しなければいけないかという相談を受けるのですが、ただし、先ほども言ったように、相談を受ける方というのは、どちらかというと要支援とかの認定を受けて、それで、その認定があるから助成金が出るというような感じなので、またこの制度は別のものだろうと思います。

ただ、そうするとPRをうまくやらないと、こういう制度はつくっても、元気なうちはまだ先のことと思っていますので、これを利用しようという人はなかなか出てこないのではないかなという気がします。いいことではありますので、これが決定した場合には、もう少し市民にわかりやすい、今からどんどん準備してくださいというようなPRを積極的にやっていけば、もう少し今よりはこの船橋の政策が浸透するのではないかと思いますので、その辺を努力していただければなと思います。

## ○委員長

ありがとうございました。

今、住宅メーカーのほとんどは最初からバリアフリーをやるとか、それから新築をやる場合にはかなり、全部ではないですけれども、バリアフリーになっていますが、既存住宅をどうするかというところで、住み続けられるのだというあたりとどうつなぐか。先ほど、パンフレットのやり方とか出ましたけれども、いろいろ考えないといけないと思います。

一番最初に近藤委員から、バリアフリーとは何かという話なのですが、私はデンマークの住宅政策をずっと見てきていて、うらやましいなと思ったのは、ADL、日常生活動作といいますか、それを自立してできなければ、それができるようにハードとソフトでサポートする。これがバリアフリーなんですね。デンマークではそれが無料だというところがうらやましいところです。そういうような形でその人が自立して生活する、生きていく。その自立というのは、一人で頑張るというよりは、いろいろなサポートを受けてということですしかし、そうは言っていられないから、介護保険では幾つかメニューを決めているし、例えば今度やる場合でもメニューを決めざるを得ないということになるかと思うのです。

柿沼委員どうぞ。

# ○柿沼委員

基本的なところで本当に申し訳ないですが、この助成事業というのがわからない。具体的に、さっき転倒予防とヒートショックの助成ということがあったのですが、この10件というのは、助成の規定がちょっとわかっていない。今回、元気な人にどういう助成の制度をしたのかというのを、どこを見たら載っているのでしょうか。基本的なところがわかっていな

いので、どういう助成をしているから、その10件が多いのか少ないのかという判断ができないので、すみません、助成内容を教えてください。

# ○委員長

では、お願いします。

# ○事務局(住宅政策課主事)

こちらで行っているのは、住宅バリアフリー化等支援事業というものでございまして、対象工事が手すりの設置、段差解消、スロープの設置、浴室の改修、トイレの改修、引き戸などへの変更、廊下などの拡幅、断熱改修、あとは椅子式階段昇降機の設置を対象工事としておりまして、合算額が10万円以上の該当する工事に対して、工事費用の10分の1を助成するものになっております。助成額の上限が10万円となっておりますので、100万円以上の対象費用に関しては上限が10万円でとまってしまいます。

## ○委員長

その制度の概要とか今やっているものとか、皆さんにプリントでいただけますか。あるいは、どこかにあるのでしょうか。

# ○事務局(住宅政策課長)

はい、課のほうにありますので、帰る前に後ほどコピーして配付させていただきます。

## ○委員長

そうですね、持っていたほうがいいですね。ありがとうございます。

では、そういったものをいろいろつくってきたけれども、今度、どう普及するかとか、どう活用してもらうかということがあるかと思います。

それで、時間の関係がありますので、次のところも進めたいと思うのですけれども、「多様な住まいの確保」のほうで少し議論したいと思います。市営住宅に関してはシルバーハウジングにしようとか、この辺は、実は小林副委員長は、公営住宅というか、市営住宅をどう位置づけるかというところでは、少し違った意見をお持ちになったりしているから、本当は抜本的な議論がありますけれども、今日はいらっしゃらないので、改めて検討することになります。

新たなセーフティーネット制度が出てきますが、これもまだ余りはっきりわかっていません。

サ高住の件、このあたりを含めていかがでしょうか。高橋(章)委員、この辺新しく高齢者に向けた住まいの確保という点で、ここの課題あるいは取り組みとして、どういうことを考えたらいいか、この辺でお願いいたします。

## ○高橋(章)委員

今後の課題と取り組みを考えていくということなので、あえてということで、ちょっとお話をさせてもらいます。

確かにサ高住、有料老人ホーム等も含むということで書いてありますが、サ高住は私どもも経営はしているのですけれども、前回もお話ししましたが、やはり自己負担が大きく、確かに中所得以上の方が結果的に入居している状況がございます。ただ、私どものほうでも、それが全てではないのですが、生活保護の方、低所得者の方の入居しているサ高住もあるのも一つ事実でございます。

さて、船橋市でこの1年ぐらいでどうかということで、現場のスタッフとか管理者等にもいろいろと話を聞いてきました。これは感じなので実態はどうかわかりませんが、私どもが事業を行っているこの船橋市の近郊ですと、サ高住の自立型と以前言われていたものが、宣伝広告もそういうふうに少し変えているのかもしれませんが、少し少なく感じて、表現がむしろ介護型というか、そういうふうに宣伝広告しているところも多いのかなと思います。

ただ、ここに低所得者の入居は難しいということを書いてあるのですが、現行のサ高住は、まずサービス付きということの内容が事業所ごとに差があるわけです。ですから、低所得者の方がこの形で確保して入居されても、安心して入居し生活できる環境ということを考えますと、やはり今の現行のサ高住も、私どもも努力はしているのですが、まだ努力が足りないかもしれません。入居者側から見ても、事業者側、現場スタッフから見てもやはり課題はありますので、この後、看取り介護のアンケートということですけれども、ですから確保して入居後の生活、安心、サービス付きというのが内容に差があるので、この辺を、少し掘り下げ過ぎかもしれませんが、ここでは計画には関係ないのかもしれませんが、関連するということでちょっと感じて、お話しさせていただきました。

## ○委員長

柿沼委員、何かありそうですね。

# ○柿沼委員

意見としては本当に同じで、サ高住という、ここは住宅を考えるところなので、施設という考え方、ちょっと一般の方々には理解が難しいと思うのですが、特別養護老人ホームとか老人保健施設とか、そういう介護保険でいう施設になかなか入れない、またはずっといられないということで、経済的に余裕がある方が一つ選んでいるというのが現実で、一月20万円以上かかるというのが一般的です。低所得者向けの有料老人ホームということで市内に幾つかありますが、市民税非課税の世帯の方でないと入れないというのが現実なので、普通の年金で入れる施設というところがなかなかないというのが現実です。

そういう意味で介護付きのサービス、サ高住というところが増えていて、元気な方が入る ところは確かに少ないというのも現実で、そこの住み方を考える上で、お金のある方の一つ の選択肢ということではなっています。

そこで、私、一般的に1カ月25万円払える方がどのぐらいいるのかわからないのですが、 私が受け持っている方は一部の方しか入れないというのが現実でもあるので、自宅で暮らし たいという裏には、ただ自宅で暮らしたいという本音もありますが、そういった経済的な負 担が払えないというのも現実としてあるので、やはりサ高住のあり方というのを、さっき先 生が深いところでいろいろな意味があるというところを、一くくりにしてはいけないのかな というのは感じています。

### ○委員長

ありがとうございました。 この辺、もう少し、高橋委員もきっとつかんでいると思いますね。

### ○高橋(弘)委員

私のほうは、こちら側と向こう側でちょっと違うのかなと思うのですけれども。というのは、老人の方にも自立して生活ができている老人の方と、介護が必要な老人の方と、大きく分けて2種類いらっしゃるのではないかと思うのです。私のほうは、支援とかそういうことができるわけではないので、自立している老人の方について、質問というか意見を、先ほど

来言っているようにこれからの課題ということなので、もしかするとちょっと辛口なことに なるのかもしれませんが。

まず一つ、「多様な住まいの確保」というところで、新たに110戸の市営住宅を供給するということになっていますが、これが真水なのかどうかということなんですね。というのは、平成元年ごろから市営住宅の借り上げというものが随分つくられてきましたけれども、それが老朽化しているというのと、間もなく少しずつ更新を迎えるということになるのですけれども、そういうことがあるのと同時に、 $20^{\circ}$ ージのURとの連携強化ということが出てきて、ここには目に毒というのか、151, 000戸の住宅があって、あたかも151, 000戸が使えそうな感じのように見えてしまうのですけれども、URの住宅というのは昭和43年から45年ごろにつくられたものがほとんどで、そういう意味では老朽化の最たるものではないかと僕は思っています。

それをURとの連携強化ということでうたい上げておきながら、平成元年から平成5年ごろまでにつくった市営住宅の借り上げをするかしないかを検討するというのは、この言葉の感じからいうとするのではないかなと思いますが、その辺が少し不可解というか、「多様な住居の確保」という中に、老朽化した市営住宅が増加と書いてありますけれども、URより新しいのではないかなというような気がしています。これもURさんをどうのこうの言うつもりではないのですけれども、新しいURさんの住宅は賃料が高いので、老齢の方がそこに入るというのは多分厳しくて、5階建ての以前からあるものを対象にということであれば、やはりそれは老朽化になってしまっているのではないかなと思うのです。

だから、この20ページにあるURとの連携強化のところ、そこと強化をして入ってもらうと言っていることと、市営住宅が老朽化しているという、そのタイムラグというのか、どちらが新しくてどちらが古いのかということが、もしかするとこの文章だとわからないのですが、逆転しているような気がするので、真水かどうかと、それとURの住宅を使うということであれば、そのURの住宅がどれぐらいのものを考えているのかをお聞かせいただければなと思います。

#### ○委員長

大事なことだったので、まず市からお答えいただきましょうか。事務局お願いします。

#### ○事務局(住宅政策課長)

まず、URの110戸、数を増やしますという部分ですけれども、現状、これまで、借り上げ公営住宅を増やす形で増やしてきておりまして、特にURの賃貸住宅を借り上げて増やしてきている実態はあります。ただし、URの賃貸住宅の中でも、エレベーターがついていて、比較的新しい団地ということで、近年では行田団地1団地に絞って市営住宅を増やすような形をとらせていただいております。それが真水なのかどうか、ちょっと深い質問かと思いますけれども、今後の増やし方につきましても、借り上げでいきますと、直営でいくよりも50年、60年使うと割高だというような分析結果も昨年度の調査で明らかになった部分もありますので、今後、抜本的な検討が必要ですけれども、URに関しては比較的新しい住宅を借り上げているというのはご説明させていただきます。

一方で、取り組み内容の最後のURとの連携強化の部分ですが、非常に紛らわしい記載なので記載を明確にしなければいけないと今認識はしましたが、ここはどちらかというと、借り上げを進めるに当たってURとの連携を進めるというよりも、むしろ高橋(弘)委員から今ご指摘いただいたように、古くてエレベーターもなくて、しかも高齢になっている、5階とかに住んでいるような方への支援であったり、そういったところであっても住み続けたいと言っている方に対して、夫婦のどちらかが亡くなって出ていかざるを得ないとか、そうい

った方への支援が求められておりますので、家賃の減額の状況など、そういった情報交換を含めて連携をしていきたいという記述であります。なので、その辺、URとの連携というのが2つ確かにありますので、誤解のないように明確に記載を今後していきたいと考えております。

## ○委員長

ありがとうございます。

わかりましたけれども、URの上村委員のほうから少し具体的にお話しいただけますか。

# ○上村委員

借り上げのことにつきましては、どういう方向性があるかというのはいろいろあると思いますが、それではなくて、19ページ最後のところですね。これは先ほど市からもお話がありましたように、今実際にお住まいの方、もう既に高齢の方がかなり多くいらっしゃる。その方々が、収入にゆとりがあれば施設なりに移れるのでしょうけど、出られない方がいらっしゃるのを、安心して住み続けるためにどうしたらいいかということを念頭に置いて、この連携というふうに書いていただいているものだと思います。それは、この項目に移りましたらその話をさせていただこうと思います。

# ○委員長

お願いします。どうぞ、福眞委員。

## ○福眞委員

はっきりと確証があって言っているわけではないのですけれども、行田団地って結構古いですよね、新しいとは言っても。そうすると壁式ですか、あそこは。壁式かもしれませんけれども。

## ○高橋(弘)委員

ラーメンだと思います。10階ぐらいまであります。

#### ○福眞委員

全部10階ですか。

## ○高橋(弘)委員

10階だか11階だか。

# ○上村委員

いろいろあるんです。高層のもありますし、中層もある。

## ○福眞委員

それに対しての耐震性というのはどうなのかなというのがちょっと気になる。 5 階建ての 壁式だから大丈夫と言っているものも、ちょっと危険ではないかと今言われているところで すから、そこら辺をよく確かめたほうがいいかなという気はします。

## ○委員長

では、それをいいですか。

# ○上村委員

耐震につきましては、全て新耐震基準に基づいてどうかという判断をしておりまして、区分がそれぞれ分かれているのですけれども、ほとんど団地につきましては九十数%が耐震改修等を実施済みです。一部というのは、一般団地ではなくて、下に施設が入っているような一部の市街地住宅的なところが、そういった方の同意を得なければならないというのがありますが、ほとんどの団地は既に実施済みです。芝山団地とかでも一部まだこれからのも部分もありますけれども、それは順次100%を目指してやっていく予定でございます。

## ○委員長

ありがとうございました。

いろいろ意見が出ましたが、一つだけ、サ高住で看取りまでやるのか。これはサ高住だけでしょうか。有料老人ホームも入れるのか。アンケートを実施というのは、ちょっと説明していただいていいですか。事務局のほうからお願いします。

# ○事務局(住宅政策課長)

サ高住と有料老人ホームにつきましては、2年前の本計画の策定時に、実際の入居者の方の要介護度であったり、支払いをどういったお金で支払っているのか、収入がどのくらいあるのかといったようなアンケートを行っておりました。2年しかたっていないので状況はそれほど大きく変わっていないとは思うのですけれども、必要があれば同様のアンケートを、このタイミングでもう一度行う際に、入居者の方が最後までい続けられるような体制になっているのかどうかというのを聞き取れないかなと、こちらとしては考えております。ただ、質問の仕方もなかなか難しいかなと考えておりまして、何社かに聞き取りという形で行ったほうが正確なニュアンスで聞き取れるのか、ちょっと今思案しているところであります。

#### ○委員長

ありがとうございます。サ高住の団体グループとか、そういうのはできていないんですか。 船橋市のサ高住連絡会とか、そういうのはないんですね。

#### ○事務局(住宅政策課長)

すみません、知っている限りないので、リストのあるところに前回は全てアンケートを送 らせていただいております。

### ○委員長

わかりました。

そうすると、あと残った時間で一つだけ、居住支援の充実というところがまだ議論されて いないので。

やはり社協さんが居住支援協議会の窓口になっていいただくということで、これは結構いろんなところから評価されており、もう既に話を聞いて、社協がやるんですねというふうに言われています。きっとそれはハードなところでやるのではなくて、ソフトなところがやってくれるからという評価だと思うのですが、社協さんのほうから何かこの居住支援ということでありますでしょうか。

## ○宮澤委員

ご質問を受けたのでお答えしますけれども、はっきり申しまして手探り状況というところです。これは行政のほうも随分資料をそろえていただいたりして、他市の状況なんかも随分調査をしていただいたのですが、これが一番いいんだという成功例といいましょうか、うまくいったというところが、話を聞いたり、資料を見たりした中でもなかなか見えてこないというところだと思います。これは、先生もご承知のことだと思うのですが。

千葉県内で初めて窓口を設置してやり始めますので、しかも首都圏で東京にこれだけ近いところで、住宅供給の市場がどういうふうになっているのか、我々ははっきり言ってわからないので、どういうふうにこれが動いていくのか、どんなニーズが出てくるのか、それから要望が出てくるのかというのは、これから見ながらというところになると思います。

基本サービスは、例えば緊急通報の見守りですとか安心登録というのは、市民のボランティアさんが中心になってやられている。そこは登録していただくとか、それから預託金で火葬だとか家財の整理といった基本のサービスの部分は制度設計の中で入れてありますけれども、それだけでどれだけ手を挙げてくれる方がいらっしゃるのか、ちょっとまだわからないので、これはやりながら、皆様方にも報告させていただいて、形を整えていって、これは行政との話し合いとか、そういった形を変えながらいくというのが今のところの現状だと考えています。

## ○委員長

ありがとうございます。

恐らく居住支援協議会で議論することではあるのでしょうけれども、今日は宅建さんと全日さんがいらっしゃいますので、高橋(弘)委員あるいは松井委員から、今の居住支援の充実というところで、どういう居住支援を充実すると高齢者が借りやすいのかとか、何かヒントを言っていただければと思うのですが、松井委員いかがでしょう。

#### ○松井委員

居住支援のほうも、入ったばっかりなので。

#### ○委員長

では、高橋(弘)委員。

### ○高橋(弘)委員

先ほど、居住支援の充実というのが20ページの③でありましたが、マイホームの借り上げ制度とかいうことで、住宅は持っているけれども直すことができないという方、住宅を持っている方が8割いるということですので、僕が思うのはリバースモーゲージというのを、市のほうがもう少し積極的にやればいいのではないかと思います。

例えば、住宅を芝山に持っていますと。売れば3,000万円になりますと。だけど、売っちゃうと住むところがなくなりますよという方はたくさんいるか、それもわかりませんけれども、そういう方たちが例えばサ高住に入居しますよと。売って入るのは怖い。だけど、それをリバースモーゲージみたいにして、銀行がやっているのがありますけれども、死んだときにはそれを売却するということでお金を借りるスタイルですが、それを船橋市が肩がわりする。どこの市だったかがやっていると思いますけれども、そういう姿にすると入居もしやすくなるのではないかと思います。

それが積極的にできるかどうかわかりませんが、ただ、これだけの63万人もいる大きな市なので、そういうことを考えることは一つありなのかなというふうに思います。これは老人については有効な手だてではないかなと思います。そうすると、自宅を売却しなくてもバ

リアフリーのところに移ったりすることができるのではないか、ということが考えられるのかなと。もっとたくさんのことがあるのかもしれませんが、今気づいているのはそんなところです。

## ○委員長

ありがとうございます。リバースモーゲージは銀行が相当力を入れて今やり始めていますね。行政が入ってうまくやっているところは余り知らないのですけれども、事務局でも調べて、かなり使えそうであれば検討するということでお願いしたいと思います。

ほかに何かありますか。

## ○畔上委員

柿沼先生や高橋先生から、皆さん同じようなご質問が出ましたので。私、今のままで住んでいたいという中で、ハードな住宅の問題だけではなくて、地域とのかかわりがあって住んでいたいという方もかなりいらっしゃるのではないかと思います。包括支援事業、地域支援事業が始まっていますので、ただ建物だけをいじってではなくて、その地域に住んでいたいという願いもあるのではないかというふうに、ちょっと感じました。

それから、サ高住で看取りの場合ですが、看取りの「看」からわかるように、やはり医療 職がかかわらないとなかなかうまくいかないところなんですね。高橋先生もご存じですが、 看護職は本当に少ないんです。介護も少ないですけれども、おやりになってくださるスタッ フの確保がなかなか難しいということの中で、看取りという「看」を考えたときに、サ高住 の中でやっていただくということは結構困難なのではないかなということを感じます。

それから、転居する場合はすごいエネルギーがかかります。持ち物もそうですし、本当に捨てるもの、必要なもの、そういう整理をするのは、私は60代のときでないとエネルギーがついていかないのではないかと思ったりしています。

それから、元気なうちに手すりをつけたらという問題になりますと、私どもの団体はPT、OTも充実していますけれども、不要なものになってしまう可能性はあります。先生がおっしゃったように、ADLの状況が変わってくるんですね。この位置にあったものが使えないというようなことになってしまいますから、そこは自分の状況だとか家族の状況を考えて住宅改修を行わないと、不要のものになってしまうかなということは感じております。

### ○委員長

ありがとうございました。

いろいろ出されまして、地域とのかかわりが今回出ていなかったのですが、私も先ほど一番最初に言ったように、今やっているNPOの地域との中で、やっぱり「ここに来るとぼけないで済むよ、ハッハッハ」と、やっているわけです。多分そういう場所、いろいろなレベルのいろいろなものがきっと必要だと思うんです。今私たちがやっているのは、ある層の方で、昼間ひとりぼっちでいる高齢者の方が来ている。でも、そうではないいろんな高齢者もいるわけだから、いろんな方たちの居場所をつくっていくということもきっと非常に重要なのだろうなと思います。

この中では基本的な3つの視点がありますけれども、それを支える課題として出ているんですよね。住宅課が直接やるのではないという書き方かな。前の千葉県知事の堂本さんのときは、コミュニティが第一だと。住宅政策をつくるにしても何にしてもコミュニティだという言い方をされていましたけれども、この44ページの上の図があります。「住宅の質の向上」「多様な住まいの確保」で、それにあわせて「居住の支援」があるんだけれども、その下にコミュニティの充実、さっきおっしゃったような医療とか介護とか生活支援との連携、

住環境、こういうような形になっているんですね。だから、そういった意味でコミュニティ等々、先ほど来出していただいたことが重要なわけで、いろいろなそういったつながりを考えながらこの計画を立てていく。関連部署などもいろいろご協力いただくという形になるかと思います。

残った時間で、あと今後のスケジュールとかありますが、何かございますか。一言ぐらい で何かあればお出しいただいて。

## 4. 議事

# (4) 今後のスケジュールについて

## ○委員長

では、一応議事の(3)まで終わりましたので、今後のスケジュールに入って、それを事務局から出していただきまして終わりにしたいと思います。

では、事務局お願いいたします。

## ○事務局(住宅政策課係長)

議事(4) 今後のスケジュールです。

お手元の資料8をご覧ください。この後、改定委員会は、10月の下旬及び1月に開催を 予定させていただいております。また皆さん、大変お忙しいところお集まりいただき、ご審 議いただければと思います。10月の下旬の第2回改定委員会では、素案をお示し、ご審議 いただきたいと考えております。

また、1月の改定委員会では改訂版ということでご承認いただければと考えております。以上です。

ありがとうございました。

これについて何かご質問ありますか。次が10月あたりになるわけですね。そして、1月で改訂版が出されると。

## 閉会

## ○委員長

特になければ、これで今日の議案は全部終わりました。

では、一応これで閉会にさせていただきたいと思います。どうもご苦労さまでした。ありがとうございます。

(11:57 閉会)